

所沢市立保育園給食調理業務委託  
プロポーザル募集要領

令和8年5月

所沢市

## 1 目的

この要領は、所沢市立保育園給食調理業務委託について、公募型プロポーザル方式による参加事業者の募集に関して必要な事項を定め、委託業者を選定することを目的としています。

## 2 業務委託実施園及び業務概要

### (1) 業務委託実施園

- グループ 1 松井保育園・並木保育園
- グループ 2 柳瀬保育園・松郷保育園
- グループ 3 北秋津保育園・安松保育園

### (2) 委託園概要

別紙 1-1、別紙 1-2 及び別紙 1-3 の「委託実施園概要」のとおり

### (3) 業務内容

- 別紙 2-1 「所沢市立松井保育園外 1 園給食調理業務委託仕様書」のとおり
- 別紙 2-2 「所沢市立柳瀬保育園外 1 園給食調理業務委託仕様書」のとおり
- 別紙 2-3 「所沢市立北秋津保育園外 1 園給食調理業務委託仕様書」のとおり

## 3 委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 3 年間

## 4 委託料の上限額

- (1) グループ 1 松井保育園・並木保育園 161,397,900 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) グループ 2 柳瀬保育園・松郷保育園 171,234,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (3) グループ 3 北秋津保育園・安松保育園 143,557,100 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 応募及び契約

契約については上記のグループごとに行いますので、応募者は応募するグループを特定した上で応募してください。ただし、一事業者が複数のグループを希望する場合は、受託希望順位を付けた上で複数応募することができます。

## 6 応募資格

プロポーザルの応募資格は次のとおりとし、応募申請をした日を基準日として全ての要件を満たしていることとします。なお、契約時までに応募資格を欠いた場合は契約をしないことができるものとします。

- (1) 法人格を有し、委託業務を円滑に処理できるよう、安定かつ健全な財政能力を有していること。
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく保育園の給食調理業務の実績を 3 年以上有していること。
- (3) 埼玉県の物品等競争入札参加資格を有する事業者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 次に該当する者がいないこと。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
- ②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている構成員であると認められる者
- (7) 国税及び地方税（本社所在地市区町村及び所沢市）に滞納がないこと。
- (8) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取り消しの日から起算して2年を経過していない法人でないこと。
- (9) 過去3年以内に、受託した保育園又は学校を対象とした給食調理業務委託において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分を受けていないこと。
- (10) 食育に関する指導体制、社員の教育、安全、衛生管理体制、事故発生時の補償体制、社員が欠けた場合の即時サポート体制を確立させていること。
- (11) (1)及び(2)に掲げる要件を満たす履行保証人の確保及び代行保証制度に加入していること。
- (12) 本要領8に記載した調理室資料の申込みを行うこと。

## 7 スケジュール（予定）

項目	日程
募集要領等の資料配布期間	令和8年5月25日（月）～6月5日（金）
質疑締切	令和8年6月5日（金）午後5時
質問書への回答日時	令和8年6月12日（金）午後3時以降
応募申請受付期間	令和8年6月18日（木）～7月1日（水）午後5時
第一次（書類）審査	令和8年7月6日（月）～7月8日（水）
第1次審査結果通知の発送	令和8年7月15日（水）
第2次審査（プレゼンテーション）	令和8年7月24日（金）
業者の決定	令和8年8月19日（水）
最終審査結果通知書の発送	令和8年9月7日（月）
見積合わせ	令和8年9月18日（金）
契約の締結	令和8年9月末
業務委託開始	令和9年4月1日（木）

## 8 資料請求

調理室の配置図及び写真等は、資料として申し込まれた事業者へ送付します。なお、給食調理業務委託プロポーザルに応募申請する事業者は必ず申込みをしていただくこととします。

- ・提出書類 「所沢市立保育園給食調理業務委託調理室資料申込書（様式2）」
- ・提出期限 令和8年6月5日（金）午後5時まで
- ・提出方法 電子メール（表題に「調理室資料申込」と明記）  
※送信後に電話で到着確認をしてください。

<提出先> 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1  
所沢市 こども未来部 保育幼稚園課 庶務グループ  
電子メール：[a9126@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:a9126@city.tokorozawa.lg.jp)  
TEL：04-2998-9126 FAX：04-2998-9035

## 9 質問書の提出

プロポーザル応募申請関連書類の作成にあたり質問がある場合、質問書に質問内容を記入し、下記のとおり提出してください。

なお、電話や来訪による口頭での質問や、期限を過ぎた質問は受け付けません。

- ・提出書類 質問書（様式3）
- ・提出期間 令和8年5月25日（月）～6月5日（金）午後5時まで
- ・提出方法 電子メール（表題に「プロポーザル質問書」と明記。）  
※送信後に電話で到着確認をしてください。

- ・提出先 前記8の提出先と同じ
- ・回答日時 令和8年6月12日（金）午後3時以降  
所沢市ホームページ <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>に掲載

## 10 応募申請書（兼応募資格審査申請書）の提出

- (1) 受付期間 令和8年6月18日（木）～7月1日（水）午後5時まで  
期限厳守（土曜、日曜を除く）
- (2) 受付場所 所沢市役所高層棟2階  
こども未来部 保育幼稚園課
- (3) 提出方法 郵送もしくは持参
- (4) 応募に関する提出書類

インデックスNo.	書類名	備考
①	《様式4》応募申請書（兼応募資格審査申請書） ◇定款、寄付行為、規約等 ◇登記事項証明書 ◇納税証明書（国税及び地方税 ※国税は未納税額のない証明） ◇経営状況を証明する書類（直近の事業年度を含む3箇年分の財務諸表） ◇パンフレット等事業の内容等が分かるもの	
②	《様式5》誓約書	
③-1	《様式6-1》見積書：グループ1	応募するグループについて見積もる
③-2	《様式6-2》見積書：グループ2	応募するグループについて見積もる
③-3	《様式6-3》見積書：グループ3	応募するグループについて見積もる
④	《様式7》会社概要	
⑤	《様式8》提案書 <b>【項目】</b>	
⑥	保育園給食への理解	
⑦	人員配置・人材育成	
⑧	個別対応	
⑨	事故対応	
⑩	独自提案	

- (5) 応募書類の提出部数 正本・副本各2部のほか正本、副本の電子データ版を格納したCD-R  
又はDVD-Rを1部

### (6) 応募に際しての留意事項

- ・電子データは、提出するディスク表面に会社名を記入してください。またファイル名は「事業者名\_書類名」にして、PDF形式としてください。
- ・A4判縦型のフラットファイルなどで1部ずつ綴り、正本・副本の別を明記したものを提出してください。
- ・原則として、正本は両面コピーを不可とします。なお、副本は両面コピーを可としますが、提出書類の種類毎としてください。
- ・正本、副本それぞれに、応募者名を記載した表紙及び背表紙、また10（4）応募に関する提出書類に記載の番号ごとにインデックスラベルを付け、提出してください。
- ・応募書類は、理由の如何に関わらず、返却いたしません。
- ・市が必要と認める時は、追加書類の提出を求めることがあります。

- ・応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ・市が提供する資料は、本選定以外の目的での使用を禁止します。
- ・応募書類提出後に辞退をする場合は、書面《様式9》により申し出るものとします。
- ・参加事業者から募集要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属します。
- ・本プロポーザルにおいて使用する言語は、日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は、円とすることとします。
- ・第1次審査結果通知用の封筒（宛先を記入、切手を貼付したもの）を併せて提出してください。

## 1.1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- ・募集要領に示されたプロポーザル参加形態及び資格要件を満たしていない場合
- ・提出書類に虚偽の記載がされている場合
- ・提出書類及び提出の方法が本募集要領及び仕様書に定める事項に適合しない場合
- ・選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ・正当な理由なくプロポーザルに応じなかった場合
- ・公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

## 1.2 審査及び審査結果の通知

### (1) 事業者の選考等

本業務委託の事業候補者選定は、「所沢市立保育園給食調理業務委託業者選定委員会」が定める項目・基準のもとに、本業務に最も適した提案を行った事業者を選定します。

選定にあたっては、第1次審査の結果により、第2次審査にてヒアリングを行い、選定委員会の審査結果に基づき市長が優先交渉権者を決定します。

不測の事態により審査方法に変更が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### (2) 第1次審査（書類審査）

提出された応募申請書等により、以下の項目について書類審査を行い、第2次審査参加者を選定します。

- ・応募提出書類に不備がなく、応募書類の提出日、提出場所、提出方法、記載等が募集要領に適合していること。
- ・「6 応募資格（1）～（12）」に適合していること。
- ・見積書の金額が「4 委託料の上限額」で示す金額を下回っていること。

※見積金額は審査項目の1つですが、提案された体制・事業内容において適正金額を評価するものであり、「4 委託料の上限額」の範囲であれば必ずしも最低価格をもって決定するものではありません。

- ・安定的、継続的な業務運営の可能性及び業務実績（様式7 会社概要）など

### (3) 第1次審査（書類審査）結果通知

第1次審査結果の通知については、文書により通知します。なお、第1次審査で選定された事業者については、第2次審査の案内と併せて通知します。

#### (4) 第2次審査（プレゼンテーション）

実施日：令和8年7月24日（金）の指定した時間帯

- ・第1次審査通過事業者について実施します。
- ・プレゼンテーションは約25分間（うち約10分程度は質疑応答時間）とします。
- ・プレゼンテーションの出席者は5名以内とし、エリアマネージャー等保育園担当責任者を必ず含めてください。
- ・プレゼンテーションには、地震や台風等の災害時の対応方法を盛り込んでください。
- ・時間と会場の都合上、プロジェクターは使用できません。提案発表の際は、説明用の配付資料（電子データが格納されたCD-R又はDVD-R）を必要に応じてご用意いただきます。この場合、令和8年7月21日（火）午後5時（郵送またはメールの場合は、当期日必着）までに、提出願います。

#### (5) 最終決定及び契約

第1次審査結果、第2次審査結果を総合し、その結果で優先交渉権者を決定します。

なお、各グループの優先交渉権者が同じ事業者となった場合は、応募申請書（様式4）において高い順位で希望としている園のみの優先交渉権者とし、他のグループについては、応募事業者のうちから次に高い評価を得た事業者を優先交渉権者とします。ただし、応募事業者数がグループ数に満たない場合や、選定委員会において同一事業者が複数のグループを受託することが適当であると判断した場合はこの限りではありません。

その後、選定した優先交渉権者が提案する事業内容をふまえて、仕様書の内容を整えるなど必要な調整を行い、見積書を改めて徴取し、随意契約の方法により契約を締結します。

#### (6) 該当保育園での試食会

契約締結後、原則、該当保育園において試食会を実施していただきます。

#### (7) その他

- ① 選定した優先交渉権者とは、原則として随意契約により業務委託します。
- ② 優先交渉権者が業務委託契約を締結しない場合は、得点の高い参加事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した参加事業者と業務委託契約を締結します。
- ③ 選定結果は応募事業者すべてに通知し、電話等による問合せには応じません。
- ④ 提出書類は返却いたしません。
- ⑤ 応募書類の提出日、提出場所、提出方法、記載等が本要領に適合しないときは本手続きに関する資格を失います。
- ⑥ 落選した事業者の提出書類は一切公表いたしません。
- ⑦ 最終決定した事業候補者の提出書類は企業秘密に該当するものを除き、必要に応じて公表する場合があります。
- ⑧ 応募に必要な費用は応募事業者の負担とします。
- ⑨ 審査結果は本市ホームページに掲載します。